

南知多町告示第 29 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により次のとおり一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 24 日

南知多町長 石 黒 和 彦

1 都市計画決定権者の名称

愛知県

2 都市計画の種類及び名称

知多都市計画区域区分の変更（大井地区）

3 縦覧場所

愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び南知多町役場